

昭和56年2月10日号

ちばやあかさか

第103号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 観光課2-1447

人の動き

世帯数および人口

(昭和56年1月末日現在)

世帯数 1,837戸

人口 7,482人

男 3,644人

女 3,838人



画題 りんごをむくおばさん

多聞小学校 6年 武田昌子
(木版)

画題 りんごをむくおばさん

多聞小学校 4年 井ノ本直宏
(木版)



〔今月号の内容〕

◆ 任期満了にともなう千早赤阪村議会議員一般選挙は4月12日告示	2頁	◆ 三種混合予防接種実施	4頁
◆ 婦人会だより	2頁	◆ 相続に関する民法の改正について	5頁
◆ 申告をお忘れなく 税務署からのお知らせ	3頁	◆ ごはん料理	6頁
◆ 国保の手続きこんなとき届出を	4頁	◆ 野山の神仏⑥	7頁
		◆ 心と力をひとつに	8頁

申告をお忘れなく

提出は2月16日～

3月16日までに

住民税（村・府民税）の申告をしていただく時期になりました。

申告用紙は、それぞれお手もとへ発送します。申告書の裏面の「申告書の書き方について」をよく読んでいただき、必要事項を記入のうえ、

二月十六日から三月十六日まで申告を済ませてください。なお申告書を受けとられた方で、無職・無収入の方はその旨を記入のうえ返送して、くださるようお願いいたします。万一申告書が届かない方で、必ず申告していただく。

※申告していただく方
昭和五十六年一月一日現在、千早赤阪村に住んでおり、昨年一年間（昭和五十五年一月から十二月まで）に所得のあった方は申告してください。

※申告しなくてもよい方
給与所得者で、給与所得以外に所得がなく、勤務先から本村役場へ給与支払報告書が提出されている方。

また、税務署へ所得税の確定申告をされる方。

※申告書記入の注意

申告書は、所得者一人について一枚となっていますので、一家庭に二人以上の所得者がある場合は申告書を別々に提出してください。この場合扶養控除などが重複しないようにご注意ください。

※申告書の受付

住民税の申告書は二月十六日から三月十六日まで村役場税務課で受け付けます。時間は平日午前九

時から午後五時まで。土曜日は正午までです。

また、本年も次の通り各地区で出張受付を行いますので、できるだけこの機会に最寄りの会場で申告を行ってください。

（三月になりますと、受付が混雑しますのでできるだけ早く申告してください。）

※必ず申告してください

申告書は、公営住宅の申込みや就園奨励費の補助、各種融資、所得証明、私立高校の授業料の軽減申請、その他、諸証明の基礎資料となります。

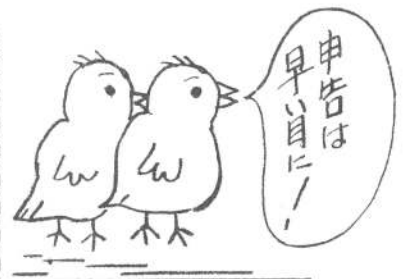
申告されなかった場合、必要ときに証明書がとれなくて、融資や補助が受けられなくなりますので、必ず申告してください。

▽問合せは税務課へ

申告書が必要であったり申告のしかたがわかりにくい方は、千早赤阪村役場税務課村民税係へ。

出張申告の日程表

月	日	時	間	場	所
2月23日	(月)	午前9時～午後3時		森屋	公民館
		午後1時～午後4時		川野辺	集会所
2月24日	(火)	午前9時～午後3時		水分	公民館
		午前9時～正午		二河原	集会所
		午後1時～午後4時		桐山	金泉寺
2月25日	(水)	午前9時～正午		中津原	集会所
		午後9時～正午		上東阪	集会所
		午後1時～午後4時		下東阪	集会所
2月26日	(木)	午前9時30分～午後1時		千早農協	出張所
		午後1時～午後4時		吉野	集会所
2月27日	(金)	午前9時～正午		小吹	集会所
		午前9時30分～午後3時		役場小吹台	連絡所



税務署からのお知らせ

◎納税は預金口座振替で
所得税の便利な納税の方法として、「預金口座からの振替納税」のご利用をおすすめします。
（電気、ガス、電話料金のように税金を納期限に、自動振替で納税する方法です）
お申し込みは、用紙に預金通帳の印鑑を押印して、金融機関、納税貯蓄組合又は税務署へ提出してください。

固定資産課税台帳の縦覧は

三月一日～二十日まで（日曜日は除く）

固定資産税の課税の基礎となる評価額などが登録されている固定資産課税台帳の縦覧は三月一日から三月二十日までの間に行います。縦覧場所は千早赤阪村役場税務課、縦覧時間は午前九時から午後五時までです。（但し、日曜日は除く、土曜日は正午までです。）
この固定資産課税台帳の縦覧は固定資産税の課税標準（税額を算出するための基礎となる額）を明らかにするために村に備えつけの台帳を縦覧に供し、広く関係者に価格等をお知らせし、また、価格等に不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができ、機会を与えようとするものです。
なお、詳しいことは役場税務課固定資産係にお問い合わせください。

保健所だより

- ▷3カ月児健診（受付時間 12:30～13:00）
第1・3月曜日
- ▷精神衛生相談 9:30～10:30
毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30～13:00
第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射
9:30～11:00
毎月第1月曜日

休日診療（内科・小児科）

富田林市向陽台1丁目3-38
（富田林病院の正門左側）
☎ 07212-8-1333
◇受付時間 10:00～11:30
13:00～16:30
診療日 日曜日・祝日・年末年始

なお、三月以降に提出される場合は、五十六年第一期分からの取扱いとなります。

◎延納を利用される方へ

三期分の税額を一度に納付することが困難な方は、確定申告書の「延納の届出」欄に記入のうえ、三月十六日（振替納税をご利用の方は、預金引き落とし日）までに税額の二分の一以上を納付すると、残額は六月一日まで延納することができます。なお、延納期間中は年七・三厘（日歩二銭）の割合で利子税がかかります。

◎還付金の受取りは

銀行振込で
還付金額の多少にかかわらず銀行振込ができます。

この場合、申告書に取引銀行名（〇〇銀行〇〇支店）、預金の種別（当座・普通・総合など）及び預金口座番号を必ずお書きください。

◎納税証明書の交付請求は

税務署では、三月になりますと所得税の確定申告事務がふくそうして、すぐには交付できない場合もありますので、納税証明書を三月中に必要な方は次のものをご持参ください。

- 確定申告書の控え
 - 納税済の領収証書
 - 印鑑
 - 収入印紙（一年度一通につき二百円）
- 代理人の場合は委任状（百円の収入印紙を添付）と代理人の印鑑が必要です。

あなたも献血にご協力を！

近年ことに各種公害による中毒やむずかしい病気が次々発生し、加えて産業災害や交通事故が増え参りました。

この事態に対処して、近代医学医療が刻々と進歩し手術の領域が拡大されるに伴って輸血の必要場合も非常に増えてきました。しかも輸血には必ず血液が投入用であって輸血用血液の需用も年々増加しつつあります。ところが、承知のとおり血液は人体の一部であり、生きた細胞であってまことに尊いものであります。そのため、献血への参加なくして一滴たりとも血液を得ることはできません。

とがでないわけであり、人間愛に基く善意によって尊い血液を提供し合い、病める人、傷つた人の回復に役立つとする人間の英和が生み出したことに尊い行為であり、うるわしいことでもあります。

このような人道的な立場に立つて献血し合い、運動を推進するため、つぎのとおり日赤の献血車が参りますので、多数のご協力をお願いいたします。

▽献血日 三月二十七日(金)午前十時四十分～正午 千早農協選果場前・午後一時三十分～三時 千早赤阪村役場前

千早赤阪村献血推進協議会

日 時			時 間	場 所
1回目	2回目	3回目		
2月23日(月)	3月23日(月)	4月13日(月)	午後1時10分～1時30分 1時40分～2時 2時10分～2時30分 2時40分～3時 3時10分～3時30分 3時40分～4時	川野辺(川辺理本知氏宅前) 水分(神社下共同貯蔵庫前) 二河原辺(山本庄三氏宅前) 桐山(金泉寺下) 森屋消防倉庫前 森屋防除組合前
2月25日(水)	3月25日(水)	4月15日(水)	午後1時10分～1時40分 1時50分～2時15分 2時20分～2時40分 2時45分～3時 3時10分～3時30分	役場庁舎前 吉年(郵便局下) 下東阪集会所前 上東阪(伏井林吉氏宅上) 千早(旧金剛バス庫前)
2月26日(木)	3月26日(木)	4月16日(木)	午後1時15分～1時40分 1時45分～2時10分 2時40分～4時	小吹集会所前 中津原集会所前 小吹交通協所

受けられない人

(1)37度以上熱のある人。慢性の皮膚病・湿疹のある人。(2)現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれんひきつけをおこした人。(3)一カ月以内にしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)予防接種実施について

※対象者 (第一期) 生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種

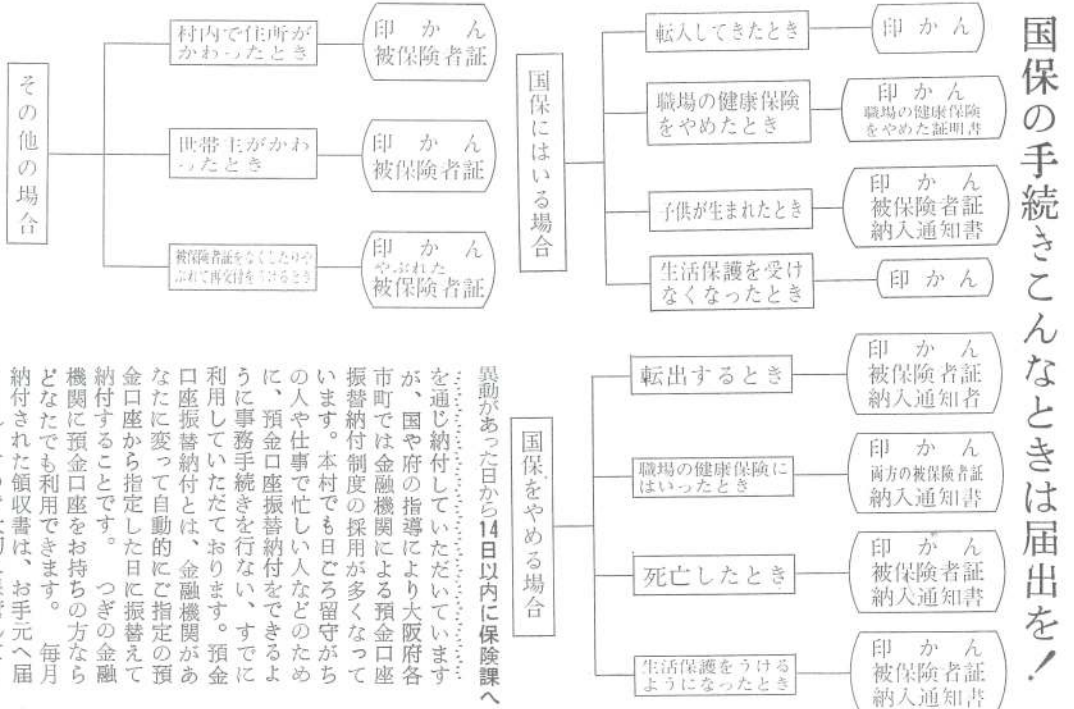
※注意事項 (第二期) 第一期完了後12カ月の間に1回接種できるだけで48カ月までに第一期及び第二期を受けてください。但し、第一期を二種混合(ジフテリア・破傷風)で完了された人については第二期

(第一期完了後12カ月上経過し生後72カ月までの人)も、二種混合で実施いたします。

(1)当日体温を測定してきて下さい
(2)会場での問診票は責任をもって記入してください
(3)母子手帳・印かん筆記用具を持参してください

国民健康保険料 国民年金保険料の納める方法

保険料は年次を追って高額になりつつあります。本村では従前より毎月納付を採用しています。一部の地区を除き地区組織(隣組)



異動があった日から14日以内に保険課へを通じ納付していただく必要があります。が、国や府の指導により大阪府各市町では金融機関による預金口座振替納付制度の採用が多くなっています。本村でも日ごろ留守がちの人や仕事で忙しい人などのために、預金口座振替納付をできるように事務手続きを行ない、すでに利用していただいております。預金口座振替納付とは、金融機関があなたに変わって自動的に指定の預金口座から指定した日に振替えて納付することです。つぎの金融機関に預金口座をお持ちの方ならどなたでも利用できます。毎月納付された領収書は、お手元へ届けられますので大切に保管してください。お申し込み方法は預金口座振替依頼書用紙に住所・氏名・金融機関名・口座番号を明記し預金通帳に使用の印かんを捺印のうえ、百円の収入印紙を貼り割印をして役場保険課または金融機関迄届出して下さい。申込用紙収入印紙は役場又は金融機関にあります

国民年金の障害年金は一定の保険料を納め、加入期間中にかかった病気やケガで障害になったときに支給されます。しかし、国民年金に加入できるのは二十歳からとなっているため、先天性の心身障害者や二十歳になる前の病気やケガがもとで障害になった方もおられます。このような人々には全額国庫負担によって障害福祉年金が支給されます。

◎主な障害の程度

- △目の障害▽メガネをかけ両眼の視力をあわせて〇・〇八以下
- △耳の障害▽耳もともて大声で話合ってやっとなかる程度
- △平衡機能障害▽手、足、体には異状はないが、眼を閉じて立ち上がるができない
- △言語障害▽会話だけでは話をよく伝えることができない
- △手や足の障害▽手足の切断や両手足の指を失い、ほとんど使えない
- △内部精神障害▽日常生活が著しく制限される

◎障害福祉年金額

- 一級(四十万五千六百円)
- 二級(二十万二千五百円)

なお、受けられる状態にある人でも請求しなければ年金を受けることができませんので該当すると思われる人は役場保険課へ。

障害者で20歳になった方に福祉年金が支給されます

国民年金の障害年金は一定の保険料を納め、加入期間中にかかった病気やケガで障害になったときに支給されます。しかし、国民年金に加入できるのは二十歳からとなっているため、先天性の心身障害者や二十歳になる前の病気やケガがもとで障害になった方もおられます。このような人々には全額国庫負担によって障害福祉年金が支給されます。

◇預金口座振替納付出きる指定金融機関名(大阪府内全域) 三和銀行、住友銀行、大和銀行 近畿相互銀行、千早・赤阪農業協同組合

◇持参していただくもの 国民健康保険料納付書 国民年金保険料納付書 預金通帳に使用の印かん

くわしくは役場保険課または金融機関へお問合せください。

相続に関する民法の改正について

さきの国会で民法及び、家事審判法の一部を改正する法律が成立しました。この改正により、配偶者の相続分の引上げなど、相続に関する改正について述べてみたいと思います。

一、改正の経過

夫が死亡すると妻と子が共同相続人となり、妻が子、子が子の割合で相続することは、今日では知らない者もないと思います。このような共同相続の制度は、新憲法の制定に伴って昭和二十二年に行われた民法の改正によって生れたもので、この改正により家督相続が廃止され、配偶者と血族（子、孫、親など）がつながっている者、相続人との共同相続が初めて実現したものです。

以来三十余年を経過し、共同相続は私達の間にすっかり定着しました。ところが相続制度の基盤をなしている家族の実態は、少しずつ変化してきました。その一つは核家族（夫婦と子供）化の進行です。昭和三十年では、四五%であったのが、昭和五十年では、五八%最近では、七〇%台に増加しております。

核家族世帯の増加は、昔ながらの考え（財産は個人よりも、家に属するものであって、家の中心となる者に引き継がれていくべきものだ）がなくなり、夫婦共同の生活においてなした貢献（寄与）についての精算として遺産を受けるといふ考え方が、多くなってきました。

他方では、一夫婦あたりの子供

の数の減少であります。妻が五十

才未満の夫婦における子の数の平均は、昭和二十七年には三・三〇人であったのが、昭和五十二年には一・八九人と二人を割っているため、先に述べた現行法では子供一人の相続分は、配偶者の相続分を上回っているのが現状です。又最近では、婚姻生活における妻の寄与をもっと高く評価し、これを相続に反映させて配偶者の相続分を引き上げるべきだという声（かなり前から家庭裁判所の実務の中には寄与分というものが認められていたようです）により、昭和二十二年以来本格的に相続制度の見直しが行なわれてきました。

二、相続分の改定

相続分は、次のように改定されました。○内は改正前の相続分

(1) 配偶者及び子が相続人であるとき

配偶者 $\frac{1}{2}$ (子 $\frac{1}{2}$)

(2) 配偶者及び直系尊属が相続人であるとき

配偶者 $\frac{2}{3}$ (子 $\frac{1}{3}$)

(3) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるとき

配偶者 $\frac{2}{3}$ (兄弟姉妹 $\frac{1}{3}$)

相続分の改定が前述のように、配偶者の優遇を図られた。

三、寄与分制度の新設

寄与分という従来なかった新し

い制度が設けられました。これは被相続人（死亡者）の財産の形成の面で貢献（寄与）のあった相続人を優遇することによって、相続人の間の衡平を実現しようとするものです。

被相続人の財産の維持又は、増加に貢献（寄与）した者とは、たとえ父が経営する農業や商店経営に従事して、これに協力し、父の財産の増加をもたらした息子などがよい例です。この場合に他方で独立している息子や、嫁に行つた娘があつてこの者と共同して相続人となったときに、寄与の有無に關係なくこれらの者が同じ割合で相続するのでは衡平な相続といえない。遺産の中には寄与によって、増加した分が含まれているからです。このような場合には遺産の額から、まず寄与分として寄与の程度等に応じた相当額を控除し、その残額を各相続人に本来の相続分に応じて割り当て、寄与のある相続人には寄与分を加えて、各人の取得額を算出するものとされました。これを例を上げて説明しますと次のようになります。



① 長男の分 $900万円 \times \frac{1}{2} = 450万円$
② 長男の分 $450万円$ に、寄与分三〇〇万円を加える
 $450万円 + 300万円 = 750万円$

③ 妻の分 $450万円$
④ 二男の分 $450万円$
⑤ 長女の分 $450万円$

ただ寄与分が認められるのは、財産の「維持又は増加」に対する寄与があつた場合である。前に述べたように息子が、父と共に農業に従事して父の財産を増加させた場合とか、親に対する療養看護もそれによって本来必要であつた付添い人の費用が、節減されたなど財産面での貢献が寄与として評価されるものです。

四、その他の改正

① 兄弟姉妹が相続人となる場合に相続人となるのはその者（兄弟姉妹）が先に死亡しているとき、その子（被相続人のオイ、メイ）が代襲して相続人となります。そのオイ、メイがまた先に死亡しているときはその子が再代襲して相続人となるというように、無制限に代襲相続が認められていたが、今回の改正で代襲相続人となる者の範囲はオイ、メイまでに制限されました。

② 相続分がどれだけかは相続人にあって重大な問題であります。それ以上に分割によってどの相続人がどの財産を取得するかも又重要なことです。今回の改正では、相続人の年齢、職業、心身の状態、及び生活の状況等を考慮し、特に相続人の中に心身障害のある者等が、ある場合には、これらの者の生活の維持のために最も適した財産を又職業においても、例えば農業を行っている跡取の相続人には農地

を優先的に配分されるように配慮すべき旨を明らかにされました。

五、その他

配偶者の相続分が引き上げられたのに關連して、相続税法が改正され、配偶者が取得する財産につき相続財産の三分の一又は、四千万円のいずれか、多い額までは相続税がかからないものとされていますが、今回の改正でその限度額が三分の一から、二分の一に引き上げられました。ただ金額による限度額四千万円についての改定はございません。

改正法は昭和五十六年一月一日から相続について適用されます。なお寄与分については昭和五十六年一月一日以前に行われた寄与はすべて参酌されます。

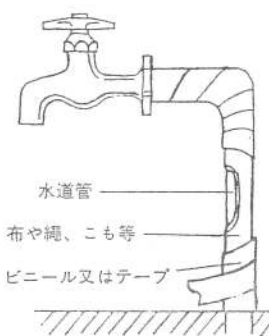
以上簡単に改正のあらましを述べましたが、ここで今回の改正をふまえて相続、扶養、福祉について述べてみたいと思います。まず相続と扶養は一般的にどのようなうに關連してきたかを見てみますと、戦前においては家制度を基盤として家付の財産は戸主名義で持っており、家の跡取に全部承継されるかわりに死ぬまで面倒をみてもらうこととしてありました。

跡取は老親を扶養するその見返りとして全部の財産をもらう。次三男はそれについてなんら異議を唱えることなく済んだのです。ところが戦後の新民法（現民法）では、家制度が廃止され第一に配偶者が常に相続人であること。第二に配偶者以外に血族關係をもつ者が相続人にと共同相続人制度が認められ、自己の資産を糧として生活をする事が原則になりました。しかし私達の周囲では、戦前の家制度という考え方が、人々の意識の中に残っていたから実際には、跡取が相続財産を全部承継し、老

親、次三男等はすべて跡取から面倒をみてもらう、或は金銭的に援助を仰ぐという事が行われており、相続を放棄することが多かった。又その他の要因として労働者(サラリーマン)として生活を立てていくという事が容易でなかったとか、或は近年のように住宅事情が良くなかったとか、社会的要素でどうしても跡取に頼らざるを得なかった事情もあっただろうと思われまふ。

老親の扶養問題もこのような見地から問題が生じたわけであらう。ところが近年工業化の進展とともにサラリーマン家庭が多くなり跡取すらサラリーマン化するようになり一方借金はあつたにしても家を買つて住めるように住宅事情が、戦後でもない時期と全く異なる様相を示してきた。都会に於いてサラリーマン化した跡取が跡取である事を望まなくなり(望んでおつても転勤等で不可能になる)又戦後の民主主義教育を受けた人達の思想の変化、マイホーム主義等必ずしも先に述べた共同相続制度が浸透したというだけでなく、その他多くの社会的要因が老親をして子との同居を締めざるを得ないという状況をつくりだしてきた。

(核家族、住宅ローン、或は独居老人等の新しい言葉が生れた) そうなると憲法なり民法の定める相続と扶養に関する建前に戻ると結局福祉サービスに、ウェイトがかかつてきざるを得ない。福祉サービスが重要になってくるわけですが、現に老人問題が大きな社会問題になつております。しかし全面的に福祉サービスだけに依存することに限度があると思ひます。何らかの形で家族の協力を得られる方途を考えなければならぬように



水道管の「冬じたく」はできていますか。

気温が摂氏マイナス四度以下になると、水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。とくに水道管が次のような場所にあるときは防寒に十分注意しましょう。

▽屋外にあって、むき出しになっている場合

▽北向きの寒いところにある場合

▽日照時間の短かい所にある場合

▽風当りの強いところにある場合

このようなところにある水道管

水道管の「冬じたく」

氷点下四度以下は注意を

今回の相続法の改正は、おそらくそういう配慮があつたように思ひます。まず第一に、配偶者の相続分を上げられた事は配偶者が自活できる財産を与えて、それを扶養源として利用できるように、第二に寄与分という制度ができたのは、療養看護した相続人には、相続財産を多く与えますというところで、介護した相続人に對して財産的に報いることよつてなるべく家族の協力を、得られるようにしようとしたものだと思ひます。結論として、今後考えられるの

は家族の扶養義務の履行、その反面社会福祉サービスを今後も充実し、社会福祉サービスを必要とする人々には、必要な福祉サービスを認める者は買い、買えない者には国等が、給付するという形ができて行くのではないでしようか。

(文中意見にわたる部分については私見ですからご了承ください) なお改正文及び相続扶養福祉については、法務省民事局橋本氏、並びに上智大学石川教授の解説文を一部引用致しました。(役場住民課O・Y)

水道管が凍ったたり破裂したときの応急処置

水道管が凍りついたり、破裂したりしたときの応急処置は、次のようにしてください。

▲凍って水が出ないとき

ごはん料理

(その四)

浪花のばらずし

関西地に伝わるお惣菜です。角切りの具とちりめんじゃこを入れるのが特徴です。

材料(4~5人前)

米 4 ½ カップ

水 6 ½ カップ

合わせ酢(酢 ½ カップ 砂糖大さじ 4 ½ 塩小さじ 2)

ちりめんじゃこ ½ カップ

干しいたけ 五枚

にんじん ½ 本

カンピョウ 二〇グラム

キヌワリ 小二本

卵 四個

菊の花、芝エビ、ゆず各適宜(煮汁しいたけのみ)

楠公史跡保存会

会費徴収のお知らせ

楠公史跡保存会各員各位におかれましては平素より会費展のため種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

つきましては昭和五十五年年度年会費(年額一、〇〇〇円)を昭和五十六年二月二十八日に徴収させていただきますので、お知らせ致します。なお農協振込利用の会員の方は赤阪又は千早農協より同日付けで引落しさせていただきます。

どし汁 ½ カップ、しょうゆ大さじ 3、砂糖大さじ 3)

作り方

- ① 合わせ酢に殻をむいてゆでたエビ、ちりめんじゃこを漬ける。
- ② にんじん、水でもどしたしいたけとカンピョウは各々五ミリ角に切る。
- ③ 煮汁が煮立て、しいたけ、にんじんの順に煮て取り出しておき、続いてカンピョウを煮汁がなくなるまで煮る。
- ④ キヌワリは縦半分に切り、種を除いて小口から薄切にし、塩水につけてしんなりしたら水気をしぼる。
- ⑤ 菊の花は酢を入れた熱湯でサッとゆで、卵は砂糖、塩で味をつけた錦糸卵を作る。
- ⑥ 分量の米と水でご飯を炊き、エビとちりめんじゃこを除いた合わせ酢を混ぜずし飯を作る。
- ⑦ 器に③④の具を混ぜたすし飯を盛り、上に錦糸卵、菊の花、ちりめんじゃこ、エビ、ゆずを飾る。

米消費拡大推進協議会

野山の神仏 ⑥

—先祖のころをたずねて—

—西福寺の観音さん— (川野辺)

△地名考—川野辺と鳩原。桐山—▽

純日本紀の慶雲三年五月十五日の条に
河内国石河郡人河辺朝臣乙麻呂
一 獻白鳩。賜龜五疋。絲十絢。
二 布廿端。麥廿口。正税三百束。

の記録があります。

すなわち、文武天皇の慶雲三年(七〇六年)に河辺朝臣乙麻呂が白鳩を献上したので純(あしきぬ)品質があらひ絹織物)等を賜わったということです。

以上が本村の河辺(川野辺)が文書に記録されたはじめてであり、この故事により鳩原(旧川上村、



【川野辺地区遠望】

現河内長野市)の地名の起源であります。

河辺朝臣は新撰姓氏録によれば「武内宿弥の四世の孫、宗我(蘇我)宿弥の後なり」と記され、河辺臣は天武十三年(六八五年)に朝臣の姓を賜わり、本村の川野辺地区を中心に繁栄した氏族です。



【西福寺什物半鐘】

ところで、この河辺の姓と地名(川野辺)旧記録や古い墓石には河辺と記されている)との関係はどちらが先でしょうか。

これはニワトリが先かタマゴが先かというようなもので水掛論にもなりかねません。

この様に地名と語源の因果関係

は、「地名と姓氏」「地名と伝説」「故事」「地名と地形」「自然地名と文化地名」等に分類されます。「地名と姓氏」の例が河辺(川野辺)であり、「地名と伝説」故事」の例が鳩原であります。

この様な分類から考察すれば本村の桐山地区は「地名と地形」の例といえましょう。

「桐山、霧山は「山の開拓地」の意であります。桐山地区内は現在一戸当りの農地面積は村内一で、地形上から山地を開拓して農地化されたことは明らかであります。

又「観心寺縁起実録帳」中貞観十一年(八六九年)の条に「切山莊」と記されており、「切山」が「山の開拓地」と共に、山地を平削し宅地化していることから地名の起源が推測されます。

この様に地名は、古代の自然、文化環境の特徴を表明し、当時の人々の思考、それぞれの歴史を証明するものであることが分り、本村の他地区の地名についても考察してみたいが本題ではないため後日にゆずり、川野辺の神仏にふれてみることにします。

△川野辺の神仏▽

川野辺地区集会所の軒先に、古びた半鐘が吊されています。

河州石川郡川野辺邑

西福寺什物

天保十年己亥歳十二月求之との銘が側面に刻まれていますこの辺一帯が八幡神社・西福寺貞心庵等社寺のあったところ(八幡神社)

祭神は応神天皇・天照大神・田心姫神・伊邪奈岐命・伊邪奈美命
明治四十年九月十二日建水分神

社に合祀されました。

(貞心庵)

真言宗本末一派寺院明細帳

(明治五年)

堺県管轄河内国石川郡川野辺村

貞心庵

一、無本寺

年歴開宗祖師開山歴世等不詳。叙位任官寺格等無之。

一、境内

坪数三十六坪七歩半

一、檀家 無之 当時無住

預り 川辺清一郎
明治初年廃寺となりました。



【貞心庵遺跡】

△西福寺の観音さん▽

柏原の人、三田浄久著、延宝七年(一六七九年)刊行の「河内鑑名所記」に

川野辺西福寺

十一面観音 御長二尺一寸と記されていますが、その観音

さんは明治初年廃寺の際、親寺である大念寺(河南町)に預けられたものか、或は売却されたものか

不明であります。ただ前記什物の半鐘と、次の記録に往時の西福寺を偲ぶばかりです。

大念仏宗本末一流寺院明細帳

堺県管轄 河内国第二十九区

河内国石川郡川野辺村

西福寺



【八幡神社西福寺跡】

一、大念寺末寺

年歴開宗祖師開山歴世等不詳。叙位任官寺格等無之

一、境内 坪数百九坪二歩半

一、檀家 無之 当時無住

かつて石川三十三番 観音第十六番札所として、多くの善男善女が鈴の音もさやかに唱えた

けがれにし

心すゝがん川野辺に

ときおく法の

月のしらなみ

の御詠歌すら古老にも忘却されつゝあるのは、近代化の波間に消え去るうたかたと諦観し、温故知新を願う一痴人の白昼夢化してもよいものでしょうか。

雀のちえ

雀は小さい体で、田舎でも都会でも元気に飛びまわり、人間の愛玩物にもならず、といって人間の嫌いに耐えているとも思えず、私達の身近にいながら自由に生きている姿に、ふと感じるところがあった、何とか餌づけをしてやろうと試みた人がありました。

心と力をひとつに

はじめリンゴ箱のモミガラを庭一面にまきました。雀は案のじょう大喜び、次何日かたつて、パン屑やご飯の残りをまいたりして一応餌づけに成功したようでしたが、雀は餌をくれるその人には、ちっとも親しもうとしません。ほんのちよつとした身の動かし気配に、もいち早く飛び去ってしまいました。鳩に豆をやるようにはいきませんでしたある時餌をついばむ様子をじっと見てみると、まず両足で地面を引っかいたり、いかにも自分で餌を捜す動作をくり返したあとで、うまさうに食べるのに気づきました。雀はきつと「与えられた餌」として食べるのを好まず、自分で捜し求めた餌として、餌を捜す動作の労働をひとしきりしたあとで食べるのです。雀は早起き、働き者で無為徒遊は嫌いなのでしょうか。自分の力で餌を得ようという意志と誇りがある

からなのでしょうか。雀の頭はとても小さいのになんとすてきな頭脳を持っているのかと感心してしまいました。

ところが大自然は不思議です。地球上の生きとし生けるものに、この雀同様に何等かの優れた力を授けています。トカゲは強敵にこそわれると、尾っぽをぶつと切りぬきます。切れた尾っぽはびんびんはねる。敵はそれに眼がくらんで、いるうちにトカゲはちよろちよろと逃げる。逃げたトカゲはまた尾が生えてもとどおりになります。アリ・クモ・蜜バチにしても、その生き様をじっと観察すると、それぞれに不思議な力を持ち合せていることに気づきます。

けれどもそれらの力は生まれたらすぐにまに合う力ですが、それより前進しないという力ではない言わば本能的知恵として身につけているだけです。ところが人間にはもつとすばらしい力を神様は授けています。私達には一人一人がそれぞれに無限に伸びる可能性をもっています。私達はこの可能性を信じて頑張る勇氣と努力をしたいものです。

住宅金融公庫からのお知らせ

◎昭和55年度第4回個人向け融資の申込受け
昭和56年1月27日～2月26日
◎住宅改良・中古マンション購入資金等の申込受け
昭和55年4月24日～56年2月28日
お問い合わせ先
「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関又は「公庫大阪支所・住宅相談所」
電話 06-943-5300

自動車の登録申請手続を

される府民の皆さんへお願い

陸運事務所でやっている自動車登録申請は、毎年会社の決算期や自動車税の賦課期日の関係などで三月末の一週間に集中し、窓口が非常に混雑します。自動車の登録申請をされる方は三月末の混雑期を避け、なるべく早目にすませてください。

大阪府南区心斎橋
大丸大阪店南館6階

南河内地区府民講演会

(第2回) 開催要領

- 一、目的 現在、社会的な重要課題となりつつある高齢化社会について理解を深める。
- 二、とき 昭和56年3月5日(木) 午後1時30分～3時30分
- 三、ところ 南河内府民センタービル3階講堂
- 四、テーマ 高齢化社会を考える
- 五、講師 神戸女学院大学講師 大塚保信氏
- 六、定員 南河内地域の府民 約100名
- 七、聴講料 無料
- 八、申込方法 申込みはハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ 申し込むこと。電話でも可
- 九、申込先 電話 06-943-5300 富田林市寿町2丁目6番1号 南河内府民センター府民課 電話 072-221-5111
- 十、主催 大阪府南河内府民センター

電話局からのお願い

「電話の呼出音が聞えているが相手が出ない」との問合せがよくあります。

あなたのお宅は大丈夫ですか。こんなときは他のお部屋にもう一個ベルか電話機をつけられたら便利です。

その他お困りの点がありましたらご連絡ください。

電話 072-913-2000

かけて損 かけて迷惑
まちがい電話

皆さんの声を

お寄せください

観光課では、一般新聞及び村広報の取材として、村内での変わったこと、めずらしいこと、また自らの体験等を募集しています。どんなことでも結構ですので、観光課までご一報ください。よろしくお願いします。

自然休養村管理センター内
観光課 電話 211-447

お詫び

先月号で掲載した表紙の写真説明が多聞小学校3年 野中啓司作と掲載しましたが、同3年 中前佐夜子作の間違いでしたので訂正しお詫び申し上げます。

観光課 広報係